

亀山市告示第169号

亀山市環境未来創造会議設置要綱を次のように定める。

令和3年9月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市環境未来創造会議設置要綱

(設置)

第1条 亀山市環境基本条例（平成17年亀山市条例第104号）第8条第1項の規定に基づき定められた第2次亀山市環境基本計画（以下「計画」という。）の具現化に向け、その推進方策の検討等を行うため、亀山市環境未来創造会議（以下「創造会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 創造会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の推進方策の検討
- (2) 計画の具現化のために必要となる情報の交換
- (3) その他計画の具現化のために必要と認められること

(組織)

第3条 創造会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境の保全及び創造に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- (2) 第7条第6項の規定による部会長及び副部会長
- (3) その他市長が必要と認め委嘱する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 創造会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、創造会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創造会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 創造会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 創造会議は、その所掌事務を分野別に検討させるため、共生部会、快適部会、循環部会及び低炭素部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、それぞれ部員12人以内で組織する。

3 部員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の環境に関して識見を有する者
- (2) 本市において環境保全活動等を行っている者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部員は、再任されることができる。

6 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部員の互選により定める。

7 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

10 部会は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 創造会議の庶務は、環境課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、創造会議の運営に関し必要な事項は、委員長が創造会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員及び部員の任期は、第4条第1項及び第7条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 3 この告示の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 4 この告示の施行後最初に行われる部会の会議は、第7条第9項の規定にかかわらず、委員長が招集する。